

野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 106 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立高田松原野外活動センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

| 区 分 | | 単 位 | | 利用料金 | | | |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------|--------------------------|------------|--------|
| | | | | 小学校児童及 び中学校生徒 | 高等学校生 徒、学生及び 勤労青少年 | 一 般 | |
| 運動 広場 | 貸切使用 | 1 時間までごとに | 普通使用（1 回につき） | 円 570 | 円 860 | 円 1,150 | |
| | | | 回数使用（12 回につき） | 5,700 | 8,600 | 11,500 | |
| | 区分使用 | 1 時間までごとに 1 区分ごとに | 普通使用（1 回につき） | 290 | 430 | 580 | |
| | | | 回数使用（12 回につき） | 2,900 | 4,300 | 5,800 | |
| テニスコート | 1 時間までごとに 1 面ごとに | 普通使用（1 回につき） | 480 | 730 | 960 | | |
| | | 回数使用（12 回につき） | 4,800 | 7,300 | 9,600 | | |
| 浮棧橋 | | 船長 1 メートルにつき 1 日につき | | 円 60 | | | |
| 船揚場 | | 船長 1 メートルにつき 1 日につき | | 10 | | | |
| 体育 館 | 入場料等を徴 収しない 場合 | 貸切使用 | 普通使用（1 回につき） | 円 670 | 円 1,000 | 円 1,330 | |
| | | | 回数使用（12 回につき） | 6,700 | 10,000 | 13,300 | |
| | | 区分使用 | 1 時間までごとに 1 区分ごとに | 普通使用（1 回につき） | 340 | 500 | 670 |
| | | | | 回数使用（12 回につき） | 3,400 | 5,000 | 6,700 |
| | その他の使 用する場 合 | 土曜日及 び休日 | 1 時間までごとに | 7,940 | 7,940 | 7,940 | |
| | | その他の 日 | 1 時間までごとに | 6,620 | 6,620 | 6,620 | |
| | 入場料等を徴 収する場 合 | 貸切使用 | 普通使用（1 回につき） | 1,340 | 2,000 | 2,660 | |
| | | | 回数使用（12 回につき） | 13,400 | 20,000 | 26,600 | |
| | | 区分使用 | 1 時間までごとに 1 区分ごとに | 普通使用（1 回につき） | 680 | 1,000 | 1,340 |
| | | | | 回数使用（12 回につき） | 6,800 | 10,000 | 13,400 |
| その他の使 用する場 合 | 土曜日及 び休日 | 1 時間までごとに | 11,920 | 11,920 | 11,920 | | |
| | その他の 日 | 1 時間までごとに | 9,930 | 9,930 | 9,930 | | |
| 宿泊室 | | 1 日までごとに 1 人につき | | 320 | 470 | 630 | |

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「勤労青少年」とは、25 歳未満の者であって、児童、生徒及び学生以外のものをいう。

3 「船長」とは、実測による船体の全長をいう。

4 船長に 1 メートル未満の端数がある場合は、端数を 1 メートルに切り上げる。

5 浮棧橋及び船揚場の使用については、1 日を単位として計算し、その期間が 1 日に満たない場合の料金は、1 日として計算する。

6 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

7 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。

8 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

| 区 分 | | 単 位 | | 利用料金 |
|----------------------------|--------------|---|----------------|----------|
| テント | | 1日までごとに1張につき | | 円 330 |
| 炊飯用具 | | 1式1炊飯ごとに | | 110 |
| ス ポ ー ツ 用 具 | 陸上競技用具 | 1式1時間までごとに | | 140 |
| | 軟式野球用具 | 1式1時間までごとに | | 220 |
| | ソフトボール用具 | 1式1時間までごとに | | 220 |
| | ラグビーフットボール用具 | 1式1時間までごとに | | 40 |
| | サッカー用具 | 1式1時間までごとに | | 40 |
| | ハンドボール用具 | 1式1時間までごとに | | 40 |
| | スーパーホッケー用具 | 1式1時間までごとに | | 30 |
| | グラウンド・ゴルフ用具 | 1式1時間までごとに | | 30 |
| | テニス用具 | 1式1時間までごとに | | 40 |
| | 軟式庭球用具 | 1式1時間までごとに | | 40 |
| | バスケットボール用具 | 1式1時間までごとに | | 130 |
| | バレーボール用具 | 1式1時間までごとに | | 30 |
| | バドミントン用具 | 1式1時間までごとに | | 30 |
| | 卓球用具 | 1式1時間までごとに | | 60 |
| 研 修 用 舟 艇 | カヌー | 1日までごとに1艇ごとに | 使用時間が4時間以内の場合 | 240 |
| | | | 使用時間が4時間を超える場合 | 360 |
| | ヨット | 1日までごとに1艇ごとに | 使用時間が4時間以内の場合 | 300 |
| | | | 使用時間が4時間を超える場合 | 450 |
| 放送設備 | | 1式1時間までごとに | | 220 |
| 電気料 | | テニスコート又は体育館において電気を使用する場合は、実費を基準として知事が定める額 | | |

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 研修用舟艇を児童、生徒又は学生が使用する場合の利用料金は、これらの者以外の者が使用する場合の利用料金の額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。